

瀬戸市見守りネットワーク事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、事業活動を通じて高齢者等と接することの多い事業者と支援機関が連携することにより、何らかの支援を必要としている高齢者等を早期に発見し、必要な支援を行うなど、地域社会全体で高齢者等を見守る体制を確保し、高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援する瀬戸市見守りネットワーク事業（以下「本事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 高齢者等

市内に居住する65歳以上の者、障害者、子ども等見守りが必要な者をいう。

(2) 事業者

市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）並びに事業を営む個人をいう。

(3) 支援機関

瀬戸市、瀬戸市地域包括支援センター及び瀬戸市障がい者相談支援センターをいう。

(実施主体)

第3条 本事業の実施主体は、瀬戸市とする。

(協定の締結)

第4条 市長は、本事業の趣旨に賛同する事業者と協定を締結し、見守り協力事業者名簿（第1号様式）に登載するとともに、登載した事業者（以下「協力事業者」という。）を、市ホームページ等で公開するものとする。

2 次に掲げる事業者とは協定を締結することができないものとする。

(1) 各種法令に違反している事業者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又は暴力団員の統制下にある事業者

(3) その他市長が不相当と判断した事業者

(内容)

第5条 協力事業者は、市内において事業活動中に高齢者等の異変に気付いたときは、支援機関へ連絡を行うものとする。ただし、緊急性があると判断したときは、必要な措置を行うとともに、消防署又は警察署へ通報するものとする。

2 前項の規定により連絡を受けた支援機関は、高齢者等の状況を確認するとともに、適切な支援を行うものとする。また、支援を行ったことを、協力事業者に報告するものとする。

3 協力事業者は、本事業の円滑な遂行のため、市が実施する研修等を受講するよう努めなければならない。

(個人情報の取扱い)

第6条 協力事業者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び瀬戸市個人情報保護条例（平成5年瀬戸市条例第25号）の規定を遵守し、本事業の実施により知り得た個人情報を、本事業の目的以外に利用及び漏洩してはならない。

2 前項の規定は、協定の有効期間が満了した後においても同様とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年2月1日から施行する。